

PCB含有安定器の有無確認

建築年月が昭和 52(1977)年 3月以前の事業用の建物などに設置された照明器具には、PCB を含む安定器が使われている可能性があります。PCB を含む安定器は、法律により令和 3(2021)年 3月末までに処分する必要があります。確認がまだの場合は、PCB を含む安定器がないかどうかを確認していただきますようお願いいたします。

<確認がまだの場合（お願い）>

次の①②③がすべて「はい」の場合は、その照明器具の安定器に PCB が含まれていることがありますので、**判別が必要**になります。

- 1 探す
- ① お持ちの建物は、**昭和 52 年 3 月以前**に建てられたものですか。
 - ② その建物は、「**事業用**として使っている（いた）建物」または「**共同住宅**」ですか。
 - ③ その建物の照明器具は、**昭和 52 年 3 月以前に設置**されたものですか。（昭和 52 年 4 月以降に、すべての照明器具を交換し、処分していたら「いいえ」になります。）
- ※①②に該当する建物に、昭和 52 年 3 月以前に設置されていた照明器具やその安定器が、**取り外されて**、倉庫などに保管されて（残されて）いる場合も、**判別が必要**になります。



判別が必要な場合は、2 ページの「判別方法」をお読みいただき判別してください。判別方法でご不明な点は、お問合せください。

- 2 判別
- 判別の結果、PCB を含む安定器を発見した場合は、三重県廃棄物・リサイクル課まで、御連絡ください。処分の方法や必要な手続き等についてご案内させていただきます。**

【お問い合わせ・御連絡先】三重県廃棄物・リサイクル課(059-224-2475)

<照明器具がある場所、安定器が残されていることがある場所の例>

使われていない照明器具が撤去されずに残っていることや、**照明器具が交換されていても古い安定器だけ**が配線が切断された状態などで**残ったまま**になっていることがあります。特に、外灯や高天井に使われる水銀灯は、照明灯と安定器の設置場所が離れている場合があるため注意が必要です。

照明器具が設置されている場所	安定器が残されていることがある場所
事務室や工場の天井、壁際、梁	更新した器具の近くの天井、天井裏、梁
建物の敷地内の屋外灯	LED ランプに交換した照明器具の中
建物の外壁、屋上	屋外灯が付いていた照明用ポールの中
エレベータの天井	屋外・屋内の倉庫、電気室、機械室等の
屋外・屋内の倉庫、電気室、機械室など	片隅の段ボールや箱の中

判別方法

はじめに

昭和 32(1957)年 1 月から昭和 47(1972)年 8 月にかけて製造された**事業用の照明器具の安定器**（照明のちらつきをなくす電気機器）には PCB（毒性のある絶縁油）が含まれている可能性があります。

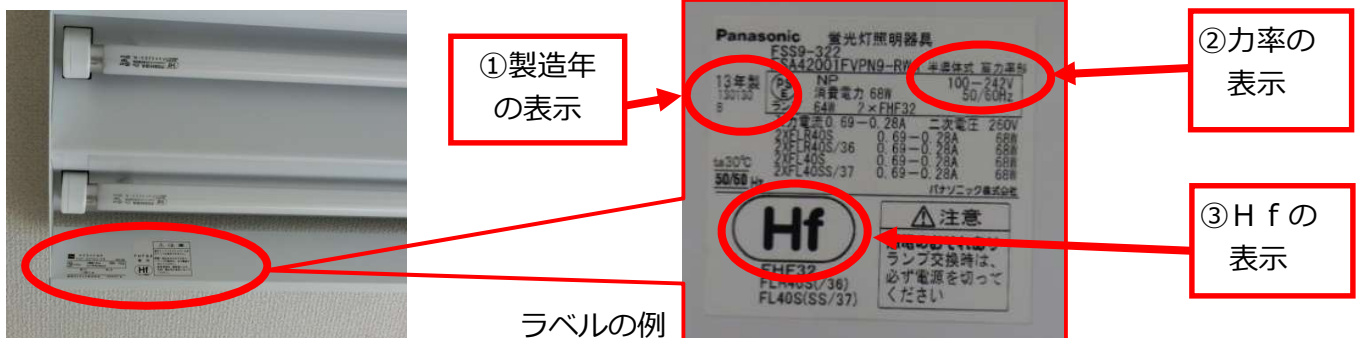
家庭用の照明器具、電球や丸型蛍光灯には、PCB は含まれていません。

使用中の照明設備は感電のおそれがありますので、判別は、できる限り**電気工事業者や専門の調査会社等**（建物の維持管理を委託している場合は**メンテナンス会社**）にご相談ください。

6 ページの「確認にあたっての注意事項」を事前にお読みください。

（1）まず、照明器具のラベルにより判別する

照明器具のカバーなどには、左下の写真のようにラベルがついています。安全を確保しながら、記載内容を確認します。



以下①～④のいずれか 1 つでも該当すれば、PCB が含まれていないと判別できます。

- ① 製造年が昭和 31(1956)年 12 月以前、又は昭和 47 (1972) 年 9 月以降である照明器具には、PCB が含まれていません。
- ② 力率の表示が 0.85 未満又は 85%未満(低力率型)の照明器具には、PCB が含まれていません。※ラベルの例では「高力率型」の表示がされています。
- ③ Hf ランプ使用の照明器具には、PCB が含まれていません。
- ④ 次ページの「PCB が含まれていない蛍光灯器具一覧」に当てはまる蛍光灯器具には、PCB が含まれていません。

※ラベルが読めないなど、判別できない場合は、（2）安定器の銘板を確認してください。

照明器具のラベルによる判別が困難な場合には、4 ページをご覧ください、安定器の銘板により判別してください。

PCB が含まれていない蛍光灯器具一覧

(2020年10月現在)

	会社名	PCB を含んでいないと判別できる表示
1	岩崎電気(株)	<ul style="list-style-type: none"> ・製造年月が昭和47年9月以降 ・内蔵安定器を示す形式に「GL」、「GH」を含むもの、及び「PF」から始まる形式
2	ウエストン	<ul style="list-style-type: none"> ・PCB は不含有
3	(株) ホタルクス 【旧：新日本電気、NEC ライティング】	<ul style="list-style-type: none"> ・製造年月が昭和47年9月以降 ・社名が「NECホームエレクトロニクス」、「日本電気ホームエレクトロニクス」、「日本電気シルバニア」又は「NECライティング株式会社」 ・型番末尾が「A、B、C又はD」(グロー低力率型)、及び「AE、BE、CE又はDE」(ラピッド省電力型)
4	(株) 遠藤照明	<ul style="list-style-type: none"> ・PCB は不含有
5	オーデリック(株) 【旧：オーヤマ照明、大山電機工業】	<ul style="list-style-type: none"> ・製造年月が昭和47年9月以降 ・社名が「オーヤマ照明」又は「オーデリック」 ・型番の最初が「F」
6	コイズミ照明(株) 【旧：小泉産業(株)】	<ul style="list-style-type: none"> ・PCB 使用器具の販売はなし
7	星和電機(株)	<ul style="list-style-type: none"> ・製造年月が昭和47年9月以降 ・低力率タイプのもの
8	大光電機(株)	<ul style="list-style-type: none"> ・製造年月が昭和47年9月以降 ・低力率タイプのもの ・型番がDから始まるアルファベット3桁 例)「DCL」「DBF」等
9	東芝ライテック(株) 【旧：東京芝浦電気、和光電気】	<ul style="list-style-type: none"> ・社名が「東芝電材株式会社」又は「東芝ライテック株式会社」 ・形名に「GL」又は「RL」が付いている器具 ・形名の数字表記部分が5桁の器具
10	日立アプライアンス(株) 【旧：日立ライティング 日立照明/ 日立製作所の銘板 もあります】	<ul style="list-style-type: none"> ・社名が「日立アプライアンス」、「日立ライティング」又は「日立照明」 ・製造年月が昭和48年以降 ・製造年が記載されていないもの、低力率タイプのもの ・内蔵安定器を表す形式が「G」、「GZ」、「R」
11	藤井電気工業 (株)	<ul style="list-style-type: none"> ・PCB は不含有
12	パナソニック(株) 【旧：松下電器産業、松下電工】 【旧：三洋電機】	<ul style="list-style-type: none"> ・社名が「パナソニック電工」又は「パナソニック」 ・器具での判別はホームページを参照
13	プリンス電機 (株)	<ul style="list-style-type: none"> ・PCB は不含有
14	三菱電機照明(株) 【旧：三菱電機】	<ul style="list-style-type: none"> ・社名が「三菱電機照明」 ・器具型番末尾が「E」又は「EF」 ・低力率タイプのもの、円形蛍光灯
15	山田照明(株)	<ul style="list-style-type: none"> ・40W1 灯用 100V/0.5A 以上、200V/0.25A 以上、40W2 灯用 100V/1A 以上、200V/0.5A 以上) の低力率

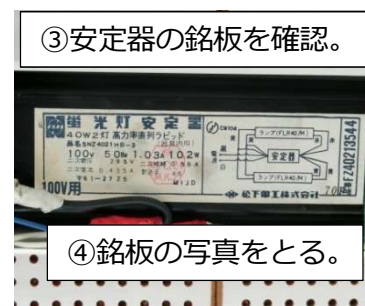
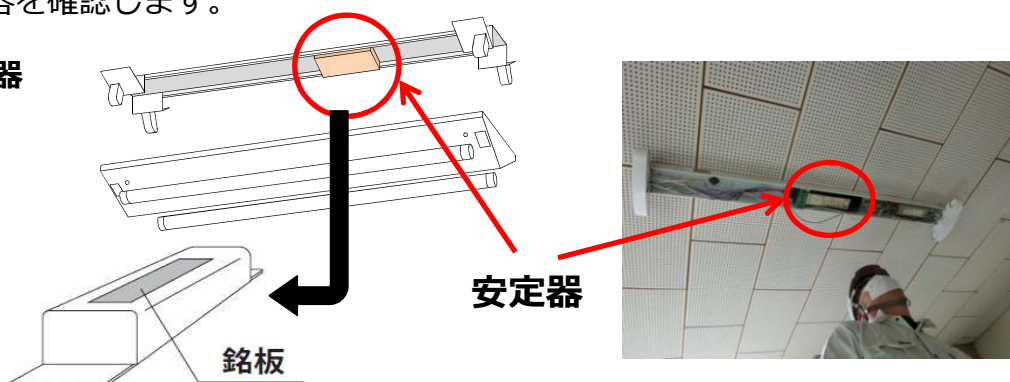
●詳細は、各製造者に問い合わせるか、日本照明工業会HPを参照ください。

(<http://www.jlma.or.jp/kankyopcb/index.htm>)

(2) 安定器の銘板により判別する

照明器具のラベルによる判別が困難な場合には、照明器具カバー、反射板等を取外し、安定器の銘板記載内容を確認します。

例：蛍光灯の安定器



○昭和 32(1957)年 1月から昭和 47(1972)年 8月までに製造され、高力率型の安定器には、PCBが含まれている可能性があります。

○安定器の銘板の内容(メーカー・種類・力率・製造年月など)を確認してください。それに基づき、照明工業会 HP(<http://www.jlma.or.jp/kankyo/pcb/index.htm>)で確認するか、次ページの「安定器メーカー問合せ先リスト」から製造メーカーへ問合せ、PCBが含まれているかどうかを確認してください。

※銘板が読めないなど、判別できない場合は、三重県廃棄物・リサイクル課まで御連絡ください。

PCBを含む安定器を発見した場合は、三重県廃棄物・リサイクル課までご連絡ください。処分の方法や必要な手続き等についてご案内させていただきます。

安定器メーカー問合せ先リスト

(日本照明工業会HPより作成) 2020年10月現在

	製造メーカー	問合せ先	電話番号
1	伊東電機(株)	品質保証部	0295-56-2101
2	岩崎電気(株)	CSセンター	048-554-1124
3	ウシオ電機(株)		03-5657-1036
4	ウシオライティング(株) / マックスレイ	品質保証センター	0790-22-6371
5	(株) 梅電社(スター)	大阪	06-6333-0004
		東京	03-3944-1651
6	(株) ホタルクス【旧: 新日本電気、NECライティング】	お客様相談室	0120-52-3205
7	オーデリック(株)【旧: オーヤマ照明、大山電機工業】		03-3332-1123
8	(株) 共進電機製作所		06-6309-2151
9	コイト電工(株)【旧: 小糸工業】	営業統括部 光電システム事業 推進グループ	045-826-6820
10	シャープ(株)	お客様相談センター	0120-508-562
11	(株) GSユアサ【旧: 日本電池】	お客様相談室	0120-43-1211
12	星和電機(株)	品質保証部	0774-55-9318
13	大光電機(株)	品質保証部 CSセンター	072-962-8437
14	ダイヘン電設機器(株) ヘルメス機器工場 【旧: ヘルメス電機】	四変テック(株) 電子機器事業 部 営業部/品質管理部	0877-33-2323
	※(ヘルメス電機、ダイヘンヘルメス事業部が製造した安定器とネオトランスに関してのみ対応)		
15	DNライティング(株) 【旧: 大日本塗料、大垂蛍光工業、ニッポ電機】	総務部	0463-22-1946
16	(株) 東光高岳【旧: 東光電気】	電力プラント事業部	03-6371-4468
17	東芝ライテック(株) 【旧: 東京芝浦電気、旧: 和光電気】	東芝ライテック(株) 照明 ご相談センター	0120-66-1048
18	日本真空電機	プリンス電機(株) 営業部	045-501-4722
19	パナソニック(株) 【旧: 松下電器産業、松下電工、三洋電機】	パナソニック(株) お客様相談センター	0120-878-709
20	(株) 光電器製作所		06-6962-2681
21	日立製作所	日立グローバルライフソリューションズ(株) 照明サービスセンター	0120-335-762
22	扶桑電機工業(株)	照明部	03-3474-1200
23	(株) MARUWA SHOMEI / 金門電気	本社	03-5484-6051
24	三菱電機照明(株)【旧: 三菱電機】	品質保証部サービス課	0467-41-2773
25	山田照明(株)	カスタマーセンター	03-3253-4810
26	(株) リード		048-529-2731

確認にあたっての注意事項

- **使用中の照明設備は感電のおそれがありますので、判別は、できる限り電気事業者や専門の調査会社等**（建物の維持管理を委託している場合は**メンテナンス会社**）**にご相談ください。**
- **建物の竣工図書、過去に実施した調査の記録等**がある場合には、それをもとに PCB を含む安定器かどうかを判断してください。
また、これまでに行った調査が**サンプル調査であった場合は、調査漏れにより PCB を含む安定器が調査後に見つかった事例もあるため、今一度ご確認ください。**
- 照明器具の設置高さに応じて、以下を参考に、安全に十分留意して調査してください。
 - 事務所や店舗等の通常の高さの天井に設置されている場合：脚立等を使用
 - 3m以上ある天井や屋外の高所に設置されている場合：ローリングタワー、可搬式高所作業リフト、高所作業車等を使用
- **安定器が破損している場合や、液漏れが発生している場合は、漏れた油が直接皮膚に付かないようにゴム手袋などの保護具を着用し、取扱いに十分注意してください。**
- 水銀灯やナトリウム灯は安定器の銘板を確認し、製造メーカーへお問い合わせください。なお、水銀灯やナトリウム灯は、**照明器具と安定器が離れて設置されている場合があります。**（天井に付いているランプの安定器が壁面に取り付けられているなど）

Q & A

Q. 調査対象は、なぜ昭和 52(1977)年 3 月以前に建築された建物なのか？

A. PCB が含まれた安定器が使用されている照明器具は、昭和 52(1977)年 4 月以降は流通していません。そのため、昭和 52(1977)年 3 月までに建築された建物を調査対象としています。

Q. 昭和 52(1977)年 3 月以前の建物は、全ての建物が調査対象なのか？

A. 家庭用の照明器具（電球や丸型蛍光灯）には、PCB が含まれた安定器は使われていないことが分かっています。
事務所や工場、店舗、倉庫などの事業用の建物や共同住宅の共用部分を調査対象としています。

Q. PCB を含む安定器が見つかった場合はどうすればよいのか？

A. 法律で定められた処分期間内（三重県内の PCB が含まれた安定器は、令和 3(2021)年 3 月末日まで）に取り外し、処分する必要があります。発見した場合は、三重県廃棄物・リサイクル課に御連絡ください。処分の方法や必要な手続き等について御案内させていただきます。

環境省の「PCB 早期処理情報サイト」に情報がまとめられています。

<http://pcb-soukishori.env.go.jp/>（検索サイトにて「環境省 PCB 早期処理」で検索。）

法律の期限を越えて PCB を所持していた場合には、法律に基づく行政処分など不利益が想定されますので、PCB を含む安定器がないかどうかの確認にご協力をお願いいたします。